

## あつぎ農委だより広告掲載要領

### 1 趣旨

この要領は、厚木市広告掲載要綱（平成 30 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）に基づき、あつぎ農委だよりへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### 2 あつぎ農委だよりの概要

- (1) 発行日：令和 8 年 8 月 1 日（第 98 号）及び令和 9 年 1 月 1 日（第 99 号）
- (2) 発行部数：各号 80,500 部  
（世帯約 72,000 部、公共施設等約 8,000 部、農業委員会業務における配布約 500 部）
- (3) 大きさ：タブロイド版（縦 403mm×横 273mm）
- (4) 印刷色：カラー（4 色）
- (5) ページ数：4 ページ
- (6) 配布方法
  - ア 自治会を通じた世帯配布（「広報あつぎ」挟込み）
  - イ 公共施設・JAあつぎ各支所・コンビニ・スーパー等への配架、配布

### 3 広告の仕様

- (1) 広告スペース：表紙面下部（縦 70mm×横 245mm）
- (2) 印刷色：カラー（4 色）
- (3) 本文の記事と区別するため、広告枠左上の隅に「広告」と表示する。その文字はゴシック体で 15 級（Q）の大きさとし、文字の外側を実線で囲む。
- (4) 広告には、広告主の名称及び問合せ先を必ず表記する。
- (5) 文字の大きさは、10 級（Q）以上とする。
- (6) 掲載に必要な電子データは、300dpi 以上の JPEG 又は AI ファイル等とする。
- (7) 会社ロゴ等は、PANTONE 又は DIC による色番号若しくは CMYK を指定することとする。
- (8) 配色、レイアウト、デザイン等は見やすいものとする。
- (9) 広告内容については、次のアからオまでに該当するものを除き、市民生活に関わりがあり、公共性、中立性及び品位を損なわないものとする。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
  - エ 個人の名刺広告に類するもの
  - オ 其他要綱第 4 条第 1 項に掲げるもの
- (10) 広告内に期限等を設ける場合は、発行日を十分考慮した上で設定し、消費者の商品選択の機会が平等に与えられるようにする。
- (11) 商品等の販売価格、販売期間等を掲載する場合は、広告内に「〇月〇日現在」と表記する。

#### 4 募集及び申込受付

厚木市ホームページを通じて募集し、申込受付は、令和8年5月7日から令和8年5月21日まで。

#### 5 申込方法及び広告主の決定

広告掲載を希望する者は、別紙様式の申込書に必要事項を記載して厚木市農業委員会（以下「市」という。）へ提出し、市は広告主を決定する。複数から提出があった場合には、広告掲載料の最も高い者を広告主とする。

#### 6 広告掲載料

広告掲載料は、掲載する回数により次の表のとおりとし、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入する。

掲載区分	広告掲載料 (最低金額)	備 考
発行号2回分	80,000 円	第98号（令和8年8月1日発行）及び 第99号（令和9年1月1日発行）

#### 7 広告主の協力等

- (1) 発行日の概ね25日前までに最終広告案を作成し、要綱に基づく広告審査委員会に諮ることとする。なお、同委員会から修正の指示があった場合は、これに従う。
- (2) 校正時に広告原稿の内容を確認し、最終校正後は原稿内容を変更することはできない。